

知床ガイド協議会 出張旅費等支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知床ガイド協議会（以下「協議会」という。）の役員及び会員（以下「会員等」という。）が、会務の遂行のため出張するとき支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出張)

第2条 会長が必要と認めた場合、会員等又は会員等以外の者に出張を指示又は依頼することができる。

2.出張の区分と定義は以下の各号のとおりとする。

(1) 日帰り出張

原則として会員等の居住地から町外へ出張し、宿泊を必要としない出張をいう。

(2) 宿泊出張

原則として会員等の居住地から町外へ出張し、宿泊を必要とする出張をいう。

(旅費)

第3条 出張を指示された会員等には旅費を支給することができる。

2.旅費は以下の各号のとおりとし、金額は別表第1に定める。

(1) 交通費

(2) 日当

(3) 宿泊費

3.旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算されなければならない。

4.会員等以外の者が、協議会の依頼に応じて会務の遂行を補助するために出張をした場合には、旅費の金額は第2項に拠らず役員会で決めることができる。

附 則

この規則は2012年12月6日から適用する。

別表第1（第3条関係）

交通費	運賃実費	・ 鉄道の場合、グリーン車利用は片道のみ支給
	走行距離換算	・ 自家用車等利用の場合、当該車両の燃費に走行距離を乗じた燃料費を支給
日当	1日につき3,000円	・ 会員等以外の場合には支給しない。 (謝礼、報酬など必要により別に支出する)
宿泊料	実費	